

○財務省令第十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、並びに電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十一号）の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(関税関係帳簿書類の保存方法等)</p> <p>第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)</p> <p>第三条(第一項第二号及び第八項を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条か</p>	<p>(関税関係帳簿書類の保存方法等)</p> <p>第一条の四 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)</p> <p>第三条(第一項第二号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条ま</p>

ら第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

で（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、第五項第五号、同規則第四条第三項及び第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用す

る法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている国税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第五号、同規則第四条第一項第一号及び第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」と

あるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該国税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する

法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条
第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ
。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条
の九第一項の規定により保存をしなければならな
いこととされている書類をいう。以下同じ。）」
と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳
簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名
称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日
付」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、
「日付又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価
格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付」
とあるのは「取引年月日その他の日付」と、

同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第五項第二号ロ(1)、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号中「事項（当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定

義)に規定する小規模企業者である場合であつて、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等)に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。)とあるのは「事項」と、同項第六号ニ及び同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第七号中「同号イ中」、「勘定科目」とあるのは、「その他の日付」とあるのは「同号中「輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、

「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、

「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同

条第五号に規定する納税者をいう。)でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間)とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第 四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。)」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項

第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一

項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び
第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「
関税法第七条の九第二項において準用する法第七
条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法
第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第
二項において準用する法第八条第二項」と、同規
則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」と
あるのは「承認済関税関係帳簿書類」と、「所轄
税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一
項の承認をした税関長（次項において「承認税関
長」という。）」と、同条第一項第三号及び第二
項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるの
は「関税法第七条の九第二項において準用する法

読み替える電子

読み替えられる

読み替える字句

第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

「表を加える。」

帳簿保存法施行規則の規定	第三条の見出し、 第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五條並びに第六條第一項第二号及び第三号並びに第二項	字句	国税関係帳簿書類
第五項第五号、	第三条第一項、 法第四条第一項	関税関係帳簿書類	関税法第七条の九第二項において

<p>第四条第三項及 び第六条第一項</p>		<p>て準用する法第 四條第一項</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>次に掲げる要件 に</p>	<p>第一号及び第三 号から第五号ま でに掲げる要件 に</p>
<p>受けている関税 関係帳簿</p>	<p>受けている関税 関係帳簿（関税 法第七条の九第 一項の規定によ り備付け及び保 存をしなければ ならないことと</p>	

<p>第三号、第四条第三項第一号並び</p>	<p>第三号、第四号、第五号、第五項第一号第一号及び第六号第一項第四号</p>	
<p>三項第一号並び</p>	<p>第三号、第四号、第五号、第五項第一号第一号及び第六号第一項第四号</p>	<p>国税関係帳簿</p>
<p>三項第一号並び</p>	<p>第三号、第四号、第五号、第五項第一号第一号及び第六号第一項第四号</p>	<p>関税関係帳簿 されている帳簿をいう。以下同じ。</p>

に第五条第一項 各号列記以外の 部分及び第三号 並びに第二項	第三条第一項第 五号		当該国税関係帳 簿	取引年月日、勘 定科目、取引金 額その他の国税 関係帳簿の種類 に応じた主要な 記録項目（以下 この号において
六条第一項	当該関税関係帳 簿			貨物の品名、数 量及び価格、仕 出人の氏名又は 名称並びに輸入 の許可の年月日

日付又は金額	その他の日付	要な記録項目	種類に応じた主	国税関係帳簿の	引金額その他の	勘定科目、取引金額	関係書類をいう。 以下同じ。）
貨物の数量及び	他の日付	取引年月日その	の許可の年月日	名称並びに輸入	出人の氏名又は	貨物の品名、数量及び価格、仕	により保存をし なければならな いこととされて いる書類をいう 。以下同じ。）

	「日付」	価格並びに輸入の許可の年月日
第三条第三項、 第四項、第五項 各号列記以外の 部分及び第七号 第六項並びに 第七項	法第四条第三項	関税法第七条の 九第二項におい て準用する法第 四條第三項
第三条第三項、 第五項、第六項 及び第七項、第	国税関係書類	関税関係書類

<p>四 条 第 二 項 並 び に 第 六 条 第 一 項 第 四 号 </p>	<p>第 三 条 第 五 項 第 二 号 口 (1)、 第 四 条 第 一 項 第 五 号 及 び 第 三 項 第 一 号 並 び に 第 八 条 第 一 項 </p>	<p>第 三 条 第 五 項 第 四 号 </p>
	<p>国 税 に 関 す る 法 律 </p>	<p>事 項 （ 当 該 保 存 義 務 者 が 中 小 企 業 基 本 法 （ 昭 和 三 十 八 年 法 律 第 </p>
	<p>関 税 法 施 行 令 第 四 条 の 十 二 第 四 項 </p>	<p>事 項 </p>

百五十四号) 第
二条第五項(中
小企業者の範囲
及び用語の定義
)に規定する小
規模企業者であ
る場合であつて
ロに規定する
定期的な検査を
国税通則法第七
十四条の九第三
項第二号(納税
義務者に対する

<p>第三條第五項第七号</p>	<p>第三條第五項第六号二及び第六項</p>	
<p>同号イ中「勘定科目」とあるのは、「その他</p>	<p>同号イ中「勘</p>	<p>調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。」</p>
<p>許可の年月日」とあるのは「取</p>	<p>同号中「輸入の</p>	<p>財務大臣</p>

	<p>第三條第七項</p>	<p>の日付」</p>
<p>法第六條第二項</p>	<p>引年月日その他の日付」</p>	
<p>所轄税務署長等 (法第四條第一項に規定する所轄税務署長等をいう。次項、第五條第三項及び第六條において</p>	<p>関税法第七條の二第一項の承認をした税関長(第六條において「承認税関長」という。)</p>	
<p>六條第二項</p>	<p>関税法第七條の九第二項において準用する法第六條第二項</p>	

	<p>第四條第一項</p>	<p>第四條第一項第二号</p>
<p>同じ。</p>	<p>法第五條第一項</p>	<p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>国税関係帳簿の 種類、取引年月 日その他の日付 及び勘定科目（ 勘定科目が主要 な記録項目でな</p>
	<p>関税法第七條の 九第二項におい て準用する法第 五條第一項</p>	<p>受けている関税 関係帳簿</p> <p>輸入の許可の年 月日</p>

	い国税関係帳簿 にあつては、勘 定科目を除く。 〽	
第四條第一項第 五号	国税関係帳簿の 当該国税関係帳 簿に係る国税の 国税通則法第二 条第七号（定義 ）に規定する法 定申告期限（当 該法定申告期限 のない国税に係	関税関係帳簿の 三年を経過する 日までの間

る国税関係帳簿
については、当
該国税の同条第
八号に規定する
法定納期限）後
三年を経過する
日までの間（当
該保存義務者が
当該国税関係帳
簿に係る国税の
納税者（同条第
五号に規定する
納税者をいう。

		第四條第二項	
種類、取引年月	国税関係帳簿の	法第五條第二項	でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間)
月日	輸入の許可の年	五条第二項	関税法第七條の九第二項において準用する法第五條第二項

<p>第四条第三項第</p>	<p>第四条第三項及 び第四項</p>	
<p>国税関係帳簿書</p>	<p>法第五条第三項</p>	<p>日その他の日付 及び勘定科目（ 勘定科目が主要 な記録項目でな い国税関係帳簿 にあつては、勘 定科目を除く。</p>
<p>関税関係帳簿書</p>	<p>五条第三項 て準用する法第 九第二項におい 関税法第七条の</p>	

<p>一 号 及 び 第 七 条</p> <p>第 四 条 第 三 項 第 一 号</p>	<p>一 号</p>
<p>法 第 九 条</p>	<p>類 の 全 部</p> <p>国 税 関 係 帳 簿 書</p> <p>類 の 保 存</p> <p>国 税 関 係 帳 簿 書</p> <p>類 に</p>
<p>九 条</p> <p>関 税 法 第 七 条 の 第 二 項 に お い て 準 用 す る 法 第 九 条</p>	<p>類 （ 関 税 関 係 帳 簿 又 は 関 税 関 係 書 類 を い う 。以 下 同 じ。 ） の 全 部</p> <p>関 税 関 係 帳 簿 書</p> <p>類 の 保 存</p> <p>関 税 関 係 帳 簿 書</p> <p>類 に</p>

第六條第一項	承認済国税関係 帳簿書類	所轄税務署長等	第六條第一項第 三号及び第二項 第三号	第六條第二項
八條第二項	承認済関税関係 帳簿書類	承認税関長	関税法第七條の 九第二項におい て準用する法第 九第二項におい て準用する法第 四條各項のい ずれか	法第七條第二項
て準用する法第 九第二項におい て準用する法第	関税法第七條の 九第二項におい て準用する法第	関税法第七條の 九第二項におい て準用する法第 四條各項のい ずれか	関税法第七條の 九第二項におい て準用する法第	法第七條第二項

	第七條	第八條第一項	第八條第二項及 び第三項
	法第六條	法第十條	法第十條ただし 書
七條第二項	關稅法第七條の 九第二項におい て準用する法第 六條	關稅法第七條の 九第二項におい て準用する法第 十條	關稅法第七條の 九第二項におい て準用する法第 十條ただし書

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四の表中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の四の規定は、法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の四中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」と

「とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

あるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句に読み替えるものとする。

第三条第一項、 第五項第五号及 び第七項、第四 条第三項並びに 第六条第一項	「略」	読み替える電子 帳簿保存法施行 規則の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
		法第四条第一項	関税法第九十四 条第三項におい て準用する法第 四條第一項	
第三条第三項、 第四項、第五項	「略」	法第四条第三項	関税法第九十四 条第三項におい	

字句に読み替えるものとする。

第三条第一項、 第五項第五号、 第四条第三項、 第五条第三項及 び第六条第一項	「同上」	読み替える電子 簿保存法施行規 則の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
		「同上」	「同上」	
第三条第三項、 第四項、第五項	「同上」	「同上」	「同上」	

第三条第五項第	「略」	第四条 第四号 に第六 条第一 項 及び第 七項、 第 四 条第 二項 並 び 第 六 条第 三 項、 第 五 項、 第 六 項 及 び 第 七 項、 第 三 条第 三 項、 第 五 項、 第 六 項	「略」	各号列記以外の 部分及び第七号 、第六項並びに 第七項
同号イ中「勘		国税関係書類		
同号中「輸入の		関税関係書類		て準用する法第 四 条第 三 項
「同上」	「同上」	第一項 第四号 項並 びに 第 六 条 第 一 項 第 四 号 項、 第 四 条第 二 項、 第 五 項 及 び 第 六 項、 第 三 条第 三 項、 第 五 項 及 び 第 六 項	「同上」	各号列記以外の 部分及び第七号 並びに第六項
「同上」		「同上」		
「同上」		「同上」		

七号	第三条第七項	第三条第七項、 第八項、第五 条第三項及び第 六条	第三条第八項
定科目」とある のは、「その日 の日付」	法第六条第二項	所轄税務署長等	便宜とする税務
許可の年月日」 とあるのは「取 引年月日その他 の日付」	関税法第九十四 条第三項におい て準用する法第 六条第二項	所轄税関長	便宜とする税関
「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」

類に	〔略〕	〔項を削る。〕	〔略〕	第五条第一項第五号及び第六条第一項	〔略〕	第五条第三項
類に	〔略〕	〔略〕	〔略〕	法第七條第一項	〔略〕	法第六條第六項
類に	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関税法第九十四条第三項において準用する法第七條第一項	〔略〕	関税法第九十四条第三項において準用する法第七條第一項

類に	〔同上〕	第四条第三項第一号	〔同上〕	第五条第一項第五号及び第六条	〔同上〕	〔同上〕
類に	〔同上〕	国税関係帳簿書	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
類に	〔同上〕	関税関係帳簿書	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

附 則

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	「項を削る。」	「削る。」	法第七条第三項	六条第六項
				関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第三項	
備考 表中の「」の記載は注記である。	「同上」	第五条第三項、 第六条第一項及 ひ第二項	所轄外税務署長	「同上」	
				所轄税務署長等	所轄税関長
				所轄税関長	「同上」

(施行期日)

1 この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の関税法施行規則第一条の四（同規則第八条において準用する場合を含む。）及び第十条（同規則第十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「規則」という。）第三条第七項（関税法施行規則第十条において準用する場合にあつては、第七項及び第八項）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する規則第三条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。